

日本福祉教育・ボランティア学習学会研究倫理規定改正（案）

（旧）

（目的）

第1条 本規定は、日本福祉教育・ボランティア学習学会（以下、「本学会」という）会員の研究にかかわる遵守事項を定めることにより、学会の社会的信用を確保するとともに、学会員が社会的責務を果たすことを目的とする。

（諸規程との関係）

第2条 本倫理規定は、会員の研究にともなう倫理を定めるものであり、本学会機関紙「研究紀要」および「ふくしと教育」への投稿についての執筆要綱、機関紙編集委員会規定、本学会の全国大会、地方部会ブロック大会における発表等について遵守するものである。

（会員の遵守事項）

第3条 本学会会員は、研究の自由を前提に、以下の点を遵守するものとする。

1. 原著の投稿、あるいは公表は、二重（多重）に行ってはならない。
2. 研究において参照した先行業績については、自説、他説の区分を明確にするとともに、引用、参照した箇所を明記すること。
3. 事例研究に際しては、研究対象とした個人の特定ができないようにするなど、プライバシーの保護を徹底させること。
4. 論文、研究発表等において、差別的表現とされる用語や社会的に不適切と考える用語を用いないこと。ただし、歴史的用語等はこの限りではない。
5. 投稿論文、大会における発表、査読などにおいて、当該の研究者等の人格の尊厳を損なうような批判を行わないこと。
6. その他、本学会諸規定に違反しないようにするとともに、研究を行う者としての社会的倫理を遵守すること。

（新）

（目的）

第1条 本規定は、日本福祉教育・ボランティア学習学会（以下、「本学会」という）会員の研究にかかわる遵守事項を定めることにより、人類の平和と福祉、持続的な発展に、学術面から貢献する本学会の社会的責務を実現することを目的とする。

（諸規程との関係）

第2条 本規定の精神は、本規定及び本学会が編集・発行に責任を有する機関紙等の編集及び投稿、本学会の全国大会、地方部会ブロック大会における発表等にかかわる諸規程を通して実現するものである。

（会員の遵守事項）

- 第3条 本学会会員は、研究の自由を前提とし、他者の人格、プライバシー、知的成果及び著作権を尊重し、また情報提供者への説明責任を果たさなければならない、研究成果の改ざん・捏造・偽造・剽窃を行ってはならない。
2. 本規定の実現のために必要な詳細の事項は、ガイドラインによって示すものとする。

(旧)

(研究倫理委員会の設置)

第4条 本学会は、本規定の目的を達成するため、理事会のもとに研究倫理委員会（以下「委員会」という）を設ける。

(研究倫理委員会の審議事項)

第5条 委員会は、会長の指示のもとに、研究倫理等に関わる以下の事項を協議する。

1. 本規定の適正な運用に関する事項。
2. 本学会会員の倫理向上のための理事会に対して行う提言に関する事項。
3. 学会の機関紙等における論文審査、採用の判定や手続き等に関すること、および全国大会、ブロック大会等の報告等に関する苦情等の訴えがあった場合の裁定にかかわる事項。
4. 本学会員が、第3条のいずれかの事項に違反したとの訴えがあった場合、および違反すると疑われた会員からの救済の訴えがあった場合の裁定に関わる事項。
5. その他、必要とされる事項。

(研究倫理委員会の構成)

第6条 委員会は、理事会において選出された理事である3名の委員をもって構成する。

2. 審議に際しては、必要に応じて理事以外の第三者を委員に加えることができる。
3. 委員長は、委員による互選とする。なお、委員長は副委員長を指名し、副委員長は委員長に事故があった場合にその職務を代理する。

(研究倫理委員会の運営)

第7条 委員会は、会長の指示を受けて開催される。

2. 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。
3. 委員会における議決は、参加者の過半数をもってなされる。
4. 委員会において審議した結果は、理事会に報告する。

(新)

(研究倫理委員会の設置)

第4条 (変更なし)

(研究倫理委員会の審議事項)

第5条 委員会は、理事会の指示のもとに、研究倫理等に関わる以下の事項を協議する。

1. 本規定の適切な運用及び本規定の改正に関する事項。
2. 学会員の研究倫理向上に資する事業の企画・立案に関する事項。
3. 本学会の研究活動に伴って生起する研究倫理に関わる紛争の解決に関する事項。
4. その他、必要とされる事項。

(研究倫理委員会の構成)

第6条 委員会は、理事会において選出された理事である3名の委員をもって構成する。

2. 理事会は、委員のうち1名を委員長に指名する。委員長は副委員長を指名し、副委員長は委員長に事故があった場合にその職務を代理する。
3. 審議に際しては、必要に応じて理事以外の第三者を委員に加えることができる。

(研究倫理委員会の運営)

第7条 委員会は、理事会の指示を受け、委員長の招集によって開催される。

2. 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。
3. 委員会は、紛争の解決に当たる際は、当事者の意見をよく聞き、対話的に解決を図るよう努めなければならない。
3. 委員会における議決は、参加者の過半数をもってなされる。
4. 委員会において審議した結果は、理事会に報告する。

(旧)

(不服申し立てと申し立て者の保護)

第8条 本規定に違反すると認定された対象会員(以下、対象会員とする)は、あらかじめ定めた期間内に、委員長に対して、決定に対する不服を申し立てることができる。

2. 申し立て者に対しては、申し立てを理由とする不利益が生じないように十分な配慮を行う。
3. 悪意のある虚偽の申し立てを行ったものに対しては、本学会として適切な措置を講じる。

(理事会における決定)

第9条 本規定に違反すると訴えられた対象会員は、理事会における決定に際して、意見表明することができる。

2. 理事会においては、委員会から提案を審議し、出席理事の3分の2以上の賛成をもって決定する。
3. 会長は決定された内容に基づいて適切な措置を行う。

(新)

(告発と告発者の保護)

第8条

本規定に違反する疑いのある事案を告発する者(以下、「告発者」という)は、会長に対して書面によって事案を提起するものとする。

2. 告発者に対しては、申し立てを理由とする不利益が生じないように十分な配慮を行う。

(理事会における決定)

第9条 理事会は、委員会の報告を受けて、研究倫理に関する紛争にかかわる審議を行い、出席理事の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第10条

本規定に違反すると認定された対象者(以下、「被疑会員」という)は、理事会からの決定通知を受けてから1か月以内に、会長に対して、決定に対する不服を申し立てることができる。

2. 被疑会員に対しては、申し立てを理由とする不利益が生じないように十分な配慮を行う。
3. 悪意のある虚偽の申し立てを行ったものに対しては、本学会として適切な措置を講じる。

第11条

本規定は、総会の決議をもって改廃を行う。